

長崎県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例

平成18年12月18日

条例第6号

(事務局及び課の設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第158条第1項の規定に基づき、長崎県後期高齢者医療広域連合長の権限に属する事務を分掌させるため、長崎県後期高齢者医療広域連合に事務局を置く。

第2条 事務局にその事務を分掌させるため、次の課を置く。

- (1) 総務課
- (2) 事業課
- (3) 保険管理課

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。